



訪問購入

(押し買い、訪問買い取り)

不用品買い取りのはずが、 貴金属を買い取られた!

突然訪問してきた業者には対応しない



玄関に入れない!

「訪問購入」とは、消費者の自宅を購入業者が訪問し、物品を買い取ることです。「不用品を買い取るというので家に来てもらったら、強引に貴金属を買い取られた」などの相談が寄せられています。特定商取引法では、業者が守るべきルールが定められており、訪問購入では、突然訪問して勧誘したり、消費者が事前に承諾した物品以外の物品について勧誘をすること、消費者が断っているのに勧誘を続けることなどが禁止されています。また、業者には、消費者に契約書面を交付する義務があります。一度渡してしまった貴金属は、転売されるなどして取り戻すのが困難です。気をつけましょう。

事前に買い取りを承諾した物品以外売らない

突然「貴金属」を
要求されたら
要注意!



イヤだと思ったらきっぱり断る

「売りません」
「もう来ないで
ください」



お断りします

むやみに貴金属を見せない

「見るだけ」と
言われてもダメ!



契約書面をもらい、
すぐに内容を確認する



物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフについての説明、申込み・契約年月日、事業者の住所・名称・連絡先・担当者氏名

売却後8日間は物品を引き渡さない

クーリング・オフ期間の8日間は渡さなくてよい。今一度考えて!



一人で対応しない

怖い思いをするかも
もしれないから...



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)

身に覚えのない決済の相談が増えています！ ネット利用時にカード情報が盗まれているかも!!

- インターネットでクレジットカードを利用するときは「SSL」の暗号化技術を採用しているサイトか確認をしましょう。SSLを採用しているサイトでは、URLの先頭が「https://」になっています。
- 特定商取引法で義務付けられている「特定商取引法に基づく表記」の記載がないサイトや、少しでも怪しいと思うサイトでの取引は控えましょう。
- Web明細を頻繁に確認しましょう。
- 身に覚えのない決済があったら、早急にカード会社に連絡をし、調査をしてもらいましょう。
- 困ったり不安に思うことがあったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう！



特定商取引法改正 令和4年6月1日から施行されました！

①「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化されました！

販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申し込みをした消費者は、申し込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

「安い」に飛びつかず、販売サイト「最終確認画面」をよく読んでから注文しましょう！！

- ◆ 定期購入が条件になっていないか ◆ 継続期間や購入回数を決められていないか
- ◆ 支払総額はいくらになるか ◆ 解約・返品可否、条件 ◆ 解約の際の連絡手段
- ◆ 利用規約の内容確認 ◆ 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存

②クーリング・オフがメールやFAXでもできるようになりました！

これまでのように書面によるほか、電磁的記録でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました（電子メール、USBメモリ等の記録媒体、事業者が自社のウェブサイト に設ける専用フォーム等）。FAXでも可能です。

消費生活無料法律相談会開催日



・8月10日(水) [午後1時30分から]
・9月7日(水) [午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)
《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452